

個人情報取り扱い規則

(目的)

第1条 この規則は、当診療所が入手した患者及びその他関係者の個人情報の取り扱いに関する規則であり、当診療所職員は、この規則に従って個人情報を取り扱うものとする。

(定義)

第2条 この規則において、「個人情報」とは「診療録(カルテ)」をはじめとした諸記録等、生存する個人に関する情報であって、氏名、生年月日、その他の記述等により特定の個人を識別することができるものをいう。

(利用目的と範囲)

第3条 個人情報は、次の目的に添った範囲内について、業務上必要な限り利用し、下記の目的以外に利用してはならない。

(1) 医療提供

- (ア) 当診療所での医療サービスの提供
- (イ) 他の病院、診療所、薬局、訪問看護ステーション、介護サービス事業者等との連携
- (ウ) 他の医療機関等からの照会への回答
- (エ) 患者の診療のため、外部の医師等の意見・助言を求める場合
- (オ) 検体検査業務の委託、その他の業務委託
- (カ) 家族等への病状説明
- (キ) その他、患者への医療提供に関する利用

(2) 診療費請求のための事務

- (ア) 当診療所での医療・介護・労災保険、公費負担医療に関する事務及びその委託
- (イ) 審査支払機関へのレセプト提出
- (ウ) 審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- (エ) 公費負担医療に関する行政機関等へのレセプトの提出、照会への回答
- (オ) その他、医療・介護・労災保険、および公費負担に関する診療費請求のための利用

(3) 当診療所の管理運営業務

- (ア) 会計・経理
- (イ) 医療事故等の報告
- (ウ) 当該患者の医療サービスの向上
- (エ) 入、退院等の病棟管理
- (オ) その他、当診療所の管理運営業務に関する利用

(4) 企業から委託を受けて行う健康診断等における、企業等へのその結果の通知

(5) 医師賠償責任保険などに係わる、医療に関する専門の団体、保険会社等への相談又は届出等

(6) 医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料

(7) 当診療所内において行われる医療実習への協力

(8) 医療の質の向上を目的とした当診療所での症例研究

(9) 外部監査機関への情報提供

2、上記の利用目的については、患者から特に申し出がない場合は、上記の利用目的につい

て同意が得られたものとして扱うことができる。

- 3、ただし、患者から「同意しがたいものがある」「個人情報の利用にあたって予め、個別に同意を求めてほしい」などの要望があった場合は、その要望に基づいて、個人情報を取り扱うこととする。
- 4、そうした申し出があった後に、当該患者から同意や留保の変更について申し出があれば、申し出に沿って変更を行う。

(安全措置)

第4条 個人情報保護にかかわる組織的対応について

- (1) 個人情報保護管理者を設置し、個人情報の保護の推進を図る。
- (2) 個人情報保護相談窓口を設置する。
- (3) 雇用契約や就業規則において、就業中はもとより離職後も含めた守秘義務を課す。
- (4) 紙媒体により保存されている診療記録等の滅失、毀損、盗難等の防止に十分留意するとともに、記録の内容が他の患者など部外者等の目に触れないように配慮する。又診療記録等は原則として所外へ持ち出してはならない。
- (5) 電磁的に保存されている診療記録等については、コンピューター情報のセキュリティの確保やデータバックアップの措置を講じるものとする。
- (6) 法定保存年限を経過した診療記録等、不要となった個人データの廃棄・消去にあたっては、焼却や溶解など復元不可能な形にして廃棄する。

(職員教育)

第5条 個人情報保護に関する研修を行うとともに、全職員に「個人情報保護に関する基本方針」「個人情報取り扱い規則」を配布し周知を図る。

(業務委託)

第6条 業務委託を行う場合は委託契約において、当診療所が定める安全管理措置の内容を契約に盛り込み、委託先の義務とする。

- 2、委託先が再委託を行っている場合は、再委託先の業者が個人情報を適切に取り扱っていることが確認できるよう契約において配慮する。
- 3、契約に盛り込んだ安全管理措置が適切に行われていることを定期的に確認する。

(診療録の開示等の取り扱い)

第7条 診療録等の開示請求が患者本人又は代理人（死亡患者の家族及びその代理人を含む）からあった場合は、下記の手続きを経て開示する。

- (1) 個人情報開示請求窓口及び苦情、相談窓口を所内掲示で案内する。
- (2) 本人又は代理人であることを証明できるものを添えて、文書（様式1）により開示する資料を特定して請求を行っていただく。本人又は代理人でない場合は、原則として開示しない。
- (3) 開示することで、次のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しない。
 - (ア) 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合。
 - (イ) 事業者の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合。
 - (ウ) 他の法令に違反することとなる場合。
- (4) 開示にあたっては、必要に応じ職員が説明を行うこととする。コピーは一頁につき10円の手数料を徴収する。

(5) 電話などでの問い合わせには答えない。

(第三者提供の取り扱い)

第8条 患者本人以外に情報を提供する場合は、予め患者本人の同意を得ることを原則とする。ただし、本規則第3条に定め所内掲示をし患者から特段の申し出がない範囲については、改めて患者の同意を得ずに、情報開示を行うことができる。

2、所内掲示で示していない範囲について公的機関から情報開示の要求があった場合は、「身分証明書」の提示と、「開示要求を求める文書」の提出を求め、情報提供の可否については、個人情報保護管理者及び所長が判断する。

第9条 本規則の改廃は、阪神医療生活協同組合理事会が行う。

付則 本規則は、2005年11月1日より効力を有す。

2005年11月1日

阪神医療生活協同組合

理事長 今西正行

〒660-0803

兵庫県尼崎市長洲本通1丁目16番17号

TEL 06-6488-8648

FAX 06-6488-2762